

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

後期高齢者医療

交通事故などに遭ったとき

交通事故など第三者から受けただけなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

その場合は、まず、医療機関に事故による受診であることを申し出て、その後速やかに、市の後期高齢者医療担当窓口へ必ず届け出てください（自損事故を含みます）。

自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者（相手方）に請求します。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いした上で案内します。

※交通事故の場合、事故証明書が必要ですが、必ず警察にも届け出てください。

ジェネリック医薬品差額通知を送付します

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代（自己負担額）がどれくらい軽減できるかわかるジェネリック医薬品

差額通知書を送付します。

対象 生活習慣病などで先発医薬品を処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方  
※すべての被保険者に送付するものではありません。

問合せ ジェネリック医薬品差額通知サポーターデスク ☎0120-1601-494（開設期間）発送日の翌日～7月29日（金）（月～金曜日）の午前9時～午後5時

※右記以外の期間：東京都後期高齢者医療広域連合 保健事業・医療費適正化係 ☎03-3222-4507

ついで

令和4年度第1回創業支援セミナー  
顧客満足（CS）戦略・CS調査の実践ガイド「入門編」

顧客満足戦略を支える考え方と顧客データ収集の「CS調査」の実践上の工夫を伝えます。  
※CS：顧客満足（Customer Satisfaction）の略

日時 6月18日（土）午前10時～正午  
会場 産業福祉センター

郷土博物館から

ミニ展示「玉川上水を調べよう！」

小学校4年生の社会科の学習にあわせた展示です。



▲投渡堰

玉川上水や羽村取水堰についてわかりやすく解説します。  
期間 6月11日（土）～令和5年3月31日（金）  
会場 常設展示室

企画展「あしがれのお伊勢参り～一生に一度の参詣の旅～」

伊勢の神宮に参詣する「お伊勢参り」は江戸時代から日本全国で流行し、羽村からも多くの人が伊勢を目指しました。道中では、ほかの有名な社寺にも参詣したり名所旧跡を観光したりと、色々な楽しみもありました。展示では、主に明治時代の資料から、当時のお伊勢参りを紹介します。

期間 6月4日（土）～8月21日（日）  
会場 企画展コーナー・オリエンテーションホール



▶旅の持ち物や心得などを紹介した「旅行用心集」という冊子

問合せ 子育て相談課手当・助成係 ☎235

児童手当 児童育成手当

児童手当

現況届の提出が不要に

一部の方を除き、現況届の提出が不要となりました。

現況届の提出が必要な方

5月下旬に届出用紙を送付しました。次に該当する方は確認してください。  
①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方

所得上限限度額を新設

④その他、市から提出依頼があった方

所得上限限度額を新設

6月から、新たに「所得上限限度額」が新設され、受給者の所得が【表1】②「所得上限限度額」以上の場合は、受給資格が消滅し、手当が受けられなくなります。  
※受給資格が消滅したあとに所得が

【表1】児童手当 所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	例	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
		所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	前年末に児童が生まれていない場合等	622	833.3	858	1,071
1人	児童1人の場合等	660	875.6	896	1,124
2人	児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等	698	917.8	934	1,162
3人	児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等	736	960	972	1,200

※扶養親族等の数が4人以上の場合など、詳しくは問い合わせてください。

【表2】児童手当支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

児童手当 所得上限限度額 解説

これまでどう変わるの？

これまで、所得が、【表1】①の限度額未満だと【表2】の額が、それを超えると「特例給付」として一律5,000円が支給されてきました。  
6月分からは、新しく【表1】に②所得上限限度額という基準が加わり、②の限度額よりも所得が多い方は、児童手当も特例給付も支給されなくなります。

いつから反映されるの？

所得が【表1】②の限度額以上の方に、児童手当などが支給されなくなるのは、10月支給分（6～9月分）からです。

児童手当を受給している方は、自分がどこに該当するか確認しましょう。

児童育成手当

継続して受給する方は、現況届を提出してください。届け出がないと、6月分以降の手当が受けられません。届出用紙は5月下旬に送付しました。受付期間 6月1日（水）～30日（木）（必着）※なるべく郵送で提出してください。※月々金曜日の午前11時45分～午後1時、および土・日曜日の窓口受付はできません。  
提出先 〒205-1860-1（所在地記載不要）子育て相談課手当・助成係宛